

## 第6回 旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議 議事要旨(案)

委託名	旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議運営支援業務委託
日時	令和5年 10 月 2 日(月) 18:30~20:30
場所	武蔵野商工会館4階 市民会議室
出席者(敬称略)	
委員	光田座長、内川副座長、阿部委員、深谷委員、塚本委員、吉清委員、大塚委員、藤本委員 ※深谷委員、塚本委員はオンライン参加
事務局	武蔵野市資産活用課長 他3名

## 1. 開会

## (1) 配布資料の確認ほか

(事務局)本日は、深谷委員と塚本委員がオンラインでのご参加となります。

## 2. 議事

## (1) 前回の振り返り(議事要旨の確認)

(座長)これまでの振り返り、議事要旨について事務局より説明をお願いします。

(事務局)資料 1、会議の議事要旨(案)をご覧ください。はじめに、議事要旨の確認をいただきました後、赤星鉄馬の孫へのインタビュー内容を踏まえて作成した敷地の変遷状況について、ご確認いただきました。耐震補強計画については、B案がより良いのではないかとご意見をいただきました。次に、これまでの意見踏まえて整理し、ゾーニング図のたたき台を順に説明し、ゾーニングの考え方は、基本的な方針としては良いと思うといったご意見をいただきました。また、リビング前テラスの藤棚については時間をとって意見交換をいただきました。花というのは人を惹きつけるもので、綺麗な状態が見られるようであれば、集客の一つのポイントとして捨てがたいものがある。一方で、レーモンドの設計図書をオリジナルと捉えて、その時点に復元するということを想定するならば、文化も含めて考えると、藤棚ではなくてオーニングが良いだろう。藤棚については移植が可能で、その折り合いをどうつけていくか、何を優先するかもう少し議論したほうが良いだろう、といったご意見をいただきました。修室棟については、委員の皆様より事務局提案とおりで良いだろうというご意見をいただきましたが、新たに南側に作ることは是非、北側の礼拝棟への機能の集約の可能性についてのご意見がありました。庭や外構については、駐車場の位置について南側ではなく北側への配置の可能性や、敷地外のコインパーキングの借り上げの可能性についてもご意見をいただきました。噴水や花壇については撤去の方向性、塀については両論併記の方向性が示されました。

(座長)事前に確認いただいていると思いますが、修正箇所等はございますでしょうか。

(一同)同意

(座長)それでは(案)を削除し確定とします。

## (2) 保存・復元と利活用のための整備の考え方について

(座長)それでは議事に移ります。資料の説明を事務局よりお願いします。

(事務局)それでは、資料2をご覧ください。公園計画(たたき台)として、改めて作成いたしました。まず駐車場の附置義務ですが、駐車場条例上の附置義務はございません。しかし、バリアフリー条例の対象になることから、駐車場を設ける場合にはその1つ以上を車いす使用者用駐車施設とする必要があります。

ます。利用者用駐車場を設けなければ車いす利用者用駐車施設を設けないことも可能ですが、今後公共施設となる事を踏まえると、車いす利用者用駐車施設を設ける必要があると考えます。設置には2か所が候補として挙げられ、それぞれにメリットデメリットがあります。まず、敷地南側の案1ですが、園路に接続しやすい位置であり、また駐車場から建物までの距離があるため、幅員や勾配を確保したルートにできるとともに、道路から主要な出入口へのバリアフリールートも兼ねる事ができます。一方、樹木に負荷が生じる可能性がある点と、南側からのアプローチでは建物の見せ方が変わることや、場合によっては一般用と受付を別に設ける必要がある、といった点がデメリットとして挙げられます。案2は、管理棟を主要な出入口としたとき、駐車場から出入口に至るルートの特段の整備が不要となるメリットがあります。また、受付を1か所に集約できるとともに、建物の見せ方も現在と変わらない、という利点も挙げられます。一方、園路との接続ができない位置であることや、道路から主要な出入口に至るルートを別途確保する必要があるため、勾配をクリアするためには結果的に南側からのバリアフリールートを整備する必要があります。また、このバリアフリールート上にある建物への出入口は有効1メートル以上を確保しなくてはならず、2センチ以上の段差を設けることができないため、管理棟の出入り口前に幅140センチ以上、1/12以下の勾配で傾斜路を作る必要などがあります。また、車寄せのサークルを残す場合、車の転回スペースを確保できないということと、写真A付近が非常に狭くなっており、車と歩行者との動線が交錯するといった課題や、駐輪場スペースを庭側などの別の場所に確保する必要があるといった課題もあります。

次に散策路ですが、中央の芝生広場を取り囲む形で散策路を整備するとともに、南西側や道路側の高木の間を散策できる小径のようなものがあると良いのではないかと想定したものです。道路側のバリアフリールートだと登録有形文化財に登録された庭との間にある塀の改変が必要となるため、西側を周り建物に達するルートを取らざるを得ないと考えます。その時に、旧赤星邸の1階子ども部屋の現在修室棟につながる渡り廊下辺りを出入口として改修する事で、建物へのバリアフリールートの設定が可能となりますが、その際に一般の方の受付と一体とするか、別で良いとするか、この後ご意見をいただければと思います。

次に、樹木ですが、これらの木々の中には、修道女会時代に寄贈され、多種多様に植えられており、今後公園を設計する際には議論が必要だと思っておりますので、ご意見を頂戴できればと思います。

続いて、休憩棟と記載している公園施設新設の是非についてです。前回では、眺望を阻害している修室棟については解体の方向で良いとのご意見で一致したところですが、新たに設ける事についても少し検討が必要であるとのご意見をいただきました。新設することの大きなメリットとしては、授乳室やユニバーサル型のトイレも含めたバリアフリー対応の整備が可能となり、登録有形文化財にかける改修負担を少なくできることや、上下足の履き替えも生じないため公園での活動の幅が広がるということ、場合によっては、公園管理事務所または公園を維持管理するために必要な資機材倉庫と建物の管理事務所を分ける事ができる点などがあると思います。

また、前回、藤棚の移設についても様々に意見交換がなされましたが、例えば、半屋外的なピロティ状の休憩スペースを設け、その空間前に藤棚を移設することで、公園として魅力的な休憩スペースになり得るのではないかと整理したところです。

(副座長)案1については、バリアフリー条例に従うとこのようになると思います。アプローチが長いことについては、雨が降った時に車椅子の方もいらっしゃいますので、危惧されることです。案2については、バリアフリー条例による幅と勾配を確保したルートが必要だということですが、利用者としては建物に近い方が便利というのはあります。その場合、モニュメンタルな樹木のスタジイをどうするかだと思います。

(D 委員) バリアフリールートとして無理がないのは案1だと思いますが、バリアフリールートを案1としても、一般の来館者ルートが北からというのは変わらないので、メインルートとバリアフリールートとは切り離して考えた方がいいかと思います。事務局にはバリアフリールートをメインアプローチにする意図があるのか確認させてください。

(事務局) アプローチが変わってくると建物の見せ方も変わりますので、ご意見をいただきたいと思っています。基本的には今、北側から入ってくるルートを一般来館者ルートという風に想定してはどうかと思っています。

(座長) これは、赤星邸の見せ方をどうするかという問題でもあると思います。

(C 委員) 建物の用途が変わったので、1番分かりやすい変化はアプローチを変えることだと思います。建物は変わらないけれども、アプローチの仕方が変わることによって意味が変わるというのは、いろいろな事例もあり、古いものや既存のものを違う形に利用するときの一番効果的なやり方ではあるので、北側からあえて入らなくてもいいと思っています。また、バリアフリーの人を特別扱いにしないというのが、大事なところだと考えます。バリアフリーの人も一般の人も、同じ所から入れるのがいいのではないかと思います。あとは、庭を整えてデザインしていかないといけないですが、駐車場を南側の方に作ると、それをきっかけにしてバリアフリールートを作るなど、庭の再整備のきっかけ作りにも非常に有効なのではないかと思います。多少花壇など違うところもあるかもしれませんが、芝生の広場はオリジナルな感じで、中央に広がりがあるって周りに木があるというのはあまり変わらない。であれば、道から入った時に全貌が見えないような植栽計画というものもあるのかなと思います。そこをぐるりと辿っていくと、だんだん見えてくるというようなやり方も面白いのかなと思います。ただ、休憩棟のようなものを新たに作らなければならないのですが、そのようなものを作らずにできればいいのだろうと思っています。つまり、旧赤星鉄馬邸の西側の部分、かなり個室等が集中している部分を、入り口、あるいは事務関係などに当てて、あるいはトイレというのものもあるかもしれませんが、そういうものに積極的に改築、改修していくというやり方もあるのではないかと考えています。

(A 委員) 悩ましいところですが、やはり建物へのアプローチも大事に考えて、その建物そのものの使われ方を体感しようというのは当然だと思います。建物の中から庭を見ることや、庭側から建物を見ること、そういう話も今までしてきましたが、建物に入っていきアプローチも1つの物語として想定されていた可能性があります。メインのエントランスから入っていった時に、いきなり庭側が見えるのではなく、アプローチとしてあえて見せてないということがあるとしたら、北側から入っていく駐車場案2の方がよいのではないのでしょうか。それは、一般の方もバリアフリールートの方もいいと思いますが、駐車スペースが狭くなるので、そこがうまく折り合いがつけばという感じで悩んでいました。

(座長) 公園になるので見せ方を変えてもいいという考え方と、オリジナルの見せ方とがあるわけで、両方あるというのはよく感じます。本当に悩ましいところだと思います。

(F 委員) どちらも魅力があるので、甲乙付けがたいというのが正直なところだと思います。あとは、両方の折衷案ではないですけども、どちらも可能なようなアプローチにするというのが現実的かと思っています。私としては、最初にこの一般来館者ルートで行って、最終的にこの素敵な庭が見えたので、2回目に行く時には庭から行ってもよいとは思いますが、見えないところから視界が広がるというのが好きな方もいらっしゃるんで、両方ともありえると思いました。

(E 委員) 駐車場の位置は色々考え方があるのではと思いました。例えば、門扉は既存の位置だが、果たしてそれがいいのかどうか。塀を残す意味はあると思うのですが制約が出てくるわけで、若干変えてもいいのではと思います。樹木についても移植という手法もありますし、そこまでこだわらなくても、身障者用の駐車場は建物に近い方がよいですし、制約を付け過ぎてこのような配置になったのではないか

という感じがしました。

(座長) 駐輪場の案としては、この北側の奥の方ということでしょうか。

(事務局) 駐輪場についても、この位置で決めるということではなく、ご意見いただければと思います。

(座長) 最初のご説明にもありましたけど、どこで受付をするか、その受付というものをどういう風な性格で捉えるかというようなこともあります。事務局として、受付の機能はどういうことを考えていますか。

(事務局) 一般的に入館料をいただくような場所ですが、事務スペースと管理スペースとを別にするか、一体にするかということもあります。

(D 委員) それほど大きな建物ではないのでメインは決めて、もう1ヶ所は呼び出してもらい対応することになると思います。メインエントランスというと、今までの感覚で言うと、通用口ではなく、来客用玄関がそうであると思っています。元々北側の五日市街道からアプローチしていたと聞いていたのですが、車が入る幅から見ても通用門なのではと思い、東側には立派な門扉があったので、どちらから入ってもロータリーへ誘導してたのではないかとと思われるので、もし今後インタビューがもう1回できるのであれば、お客さんの動線について聞いてみるのもいいのではと思いました。車寄せも入ったような北側からの写真は現存していないのか、事務局に確認させてください。

(事務局) 今のところはないです。

(B 委員) 身障者の出入りに関しては、やはり建物の近くに設置するのがベターだと思います。天候等もあるので、そこだけが気になっています。それ以外は、皆さんの意見とあまり変わらないです。

(座長) 事務局にお伺いしますが、この a の写真の急勾配をクリアする方法は、例えばエレベーターをつけることはスペース的に無理でしょうか。

(事務局) 車の動線を確保しないという前提であれば、ここにスロープを擦り付けるということはありますが、車の出入りを想定するのであれば、エレベーターをつけるスペースはないので困難です。

(副座長) 受付についてはどこか1か所で、管理棟のあたりになるのではというイメージです。共有して1ヶ所があればいいのではと思います。

(座長) バリアフリールートを通った方は、管理棟まで行かなければいけないので、移動距離が長くなり、悩ましいところだと思います。

(E 委員) 例えば、2番のキンモクセイと3番のシラカシは移植できる樹木です。ここまで奥に入れなくても、2番と3番の木がなくなれば、この位置が身障者用の駐車場にもなると思います。建物の近くに身障者用駐車場を設けるために支障となる部分については工夫しましょう、という考えはどうでしょうか。

(事務局) 本来建物にかかわるバリアフリー条例は、建物の入り口近くに車椅子用駐車場を置くというのが大原則ですが、公園の観点からは、園路に近いところに車イス用の駐車場を設けなさい、ということになります。結果的に、北側に駐車場を設けると園路に繋がらなくなり、南側に設けると建物との関係性が遠くなり、それでは2ヶ所設けるのかという話にもなってくるあたりが難しいと思っています。2番と3番の木の辺りを移植すればスペースが新たに生まれるというのはおっしゃる通りだと思いますが、ここが一番勾配のきついところの中間になっています。そこで車イスを乗り降りするのは、地形的に困難かと思っています。

(E 委員) 土地の形状もそのまま残そうと考えているのでしょうか。

(事務局) 建物の周りだけ急に高くなっており、道路とは1メートルぐらい高低差があります。塀もこの地盤を抑えるためにあり、地盤が北に向かって高くなっていて、特に建物周りが高くなっていますので、地盤の整理と勾配の関係性が難しいと考えています。

(E 委員) それは技術的な話の中で考えていくべきことだと思います。1メートルぐらいであれば全く問題ないと思います。そこまで技術的なレベルまで検討しなくてはいけないことになるので、すごく難しい話になら

ないでしょうか。

- (D 委員) 有識者会議で結論を出すわけではないので、技術的視点を抑えての意見もいいと思いますが、課題やメリットがあるというご意見を出していただければよいと思っています。
- (A 委員) 休憩棟については、公園として整備していくのであれば、下足のまま休めるような場所があった方が使い勝手はよいと思います。赤星邸や管理棟の方は、靴を脱がなければいけないとすると、文化的な建物の歴史性、そういうものを大事にした使い方に対して、お庭だけを見たり、お庭から建物を見たり、その外観だけで楽しむということもあると思いますので、そういった時にこの休憩棟はあってもよいのではという気がしました。ただ、デザインは相当考えた方がよいと思います。決してお金のかかった凝った建物でなくてもよいので、シンプルでもよいけれども、赤星邸との馴染みも考えた、ただ何か少し新しさというののもあってもいいかもしれない、その辺をしっかりとデザインしておけば、あった方がよいという気がしました。
- (副座長) 私も今のお話と全く同じ意見で、ここに下足利用と書かれていますので、事務局の方でもそういう利便性というか、本当に赤星邸と一体化した、そういう修景にも邪魔にならないような、そういうものを多分想定されていると思います。オーニングは、復元する方向性としてここに検討中と書かれていますので、藤棚をどこに移設するかですけれど、今は南を向いているので生育がよいですが、次の案だと東側に向いてしまうので、植物の樹勢に何か影響が出てくるのではないかというのは心配するところです。より良い場所というものを設定する必要があるのではと思います。
- (C 委員) 私もやはり下足で休めるところがあった方がよいと思うのと、それが一番南側に寄せたところでもよいのではと思います。そこから林越しに、あるいは芝生越しに、赤星鉄馬邸が見えるというのは悪くないかなと思います。もし南側に入り口を作る場合には、エントランスゲートみたいな役割をするというやり方もあります。アプローチが元々は北側の五日市街道だから、建物がこういう形になっている。シークエンスがオリジナルはそうなのですが、北側にメインの通りが接道していて、南側に庭を取って、建物はリビングルームを真南に向けて、寝室部分を少し曲げて、庭園に面するように建てて、というやり方は、もし南側に接道があっても同じ配置になったと思うのです。例えばこの南端に道があって、そこからアプローチするということでも、同じように北側に建物を建て、やはり南側に庭をとって、その場合は庭を通ったアプローチになったと思うのですが、その辺りは敷地が持っている方位や接道など、そういうものと建物と庭の関係というのは連動していて、絶対こうでなければいけないというものでもなかったとは思っています。そういう意味では、南側の一番引いたところに、何かその居場所があるというのも1つの手で、そこに休憩所を当てていうのもよいのではと思いました。
- (E 委員) 休憩棟のところに休憩スペースとトイレと授乳室と書かれています、どれをメインにしたいのでしょうか。管理棟にも手を入れるということであれば、バリアフリーのトイレも含めて、トイレや授乳室を管理棟に寄せて、私が気になったのは、この休憩棟という建物に限定するのが、休憩スペースや休憩所という話であれば自由度があるのでしょうか、建物に限定する必要があるのかなというのが疑問でした。どのような使い方をするのか想定されない中で、建物に限定する必要があるのかなというのを思いました。
- (事務局) 東屋の延長線のような軽いものを想定しています。ワーキング報告書 42 ページに新宿中央公園の事例がありまして、そこに休憩スペースが、半屋外のようなスペースであるのですが、例えばこのような形で片方が開いていて、屋根が水平のラインで軽いものがかかって、その一部に下足のまま使えるようなトイレや授乳スペースがあるなど、そういったところをイメージしています。名称として「棟」という言葉を使っていますが、この辺りは議論の余地があると考えています。
- (座長) 事務局にお伺いしますが、今の図の提案だとこの管理棟の方のエントランスから入った人は、自分

- の靴を持って行って、子供部屋、今の修室棟で靴を履いて外に出る、ということを実行可能にするということでしょうか。それとも、靴は管理棟のところに置いておくイメージでしょうか。
- (事務局) 一般的には、受付で靴を置いて上足になって、中を見て、またそこから出るというルートがよいと思いますが、庭との関係の中で、例えば渡り廊下の辺りから出口があれば、靴を持っていくというのも1つなのかもしれません。その辺りは、今後詰めていくべきことと思っています。
- (座長) オーニングを使う時に、中で調理したものを外で食べたりするわけですが、その場合、上足下足はどうなるのでしょうか。上足の人が料理を持って行って、下足の人が庭の方で食べるみたいな感じになるのでしょうか。
- (事務局) 設計していく上で、どういう使い方をするのかというところに繋がってきますので、議論になってくる、決めなければいけないことだと思います。
- (座長) 高崎哲学堂は外なので、一旦入ってまた出なければいけないのですが、どういう使い方ができるかということかと思っています。
- (事務局) 保存樹木以外の、様々に植えられてきた経緯のある雑多な樹種について、何かご意見いただければと思います。
- (A 委員) 保存樹木や、物語性や歴史性、思いなどがあって植栽されている部分については、まずは大事にしていく方向が前提で、その上で、中低木の方は整理してもよい樹木は当然あるだろうという気がします。ただその時に大事にした方がよいと思うのは、通りから見た時に明らかに伐採感があるような抜き方はしないで、全体的な緑の塊は大事にしつつ、逆に建物の中から見た時に、やはり囲まれ感っていうのは大事だと思うので、向こうの街や電線などが見えてしまわないようなところを抜くなど、そういう配慮は必要だと思います。
- (座長) スダジイの話でもありましたが、同様の樹種で植え替えるというようなこともあり得るかと思っていますし、周りの人にも配慮する必要があると思います。
- (D 委員) いただいて植えた木は公園の統一感から見ると疑問となる木もあると思いますが、周りの方にとっては思い入れがあるかもしれないので、木の整理をした際に、声をかけて確認した上で、移植なり伐採なりという手順を踏んでいく必要はあると思います。
- (B 委員) 住民の方々にとっては、ここに空地があるということが一番の価値だと思うので、整備されているか整備されていないかというよりも、こういうポケット的なスペースがあって、そこで時間を過ごせるという状態を確保するというのが第一義だと思います。そこから先はある種、整備する側の意図に準じていいのではないかという風に思います。ですので、現状に近い状態であっても構わないし、公園的に整備をしても構わない、と思いました。登録有形文化財があって、旧修室棟は撤去されるということだとすると、建物周りの見え方だけは、ある程度遺構として残せる状態にした方がよいのではないかと思いますので、先ほどお話があった休憩棟というのは、私個人としてはあまり必要性を感じませんが、入口を南の方に設置をするということであれば、受付の機能として必要最小限のものを南の端に置くということがよいと思います。その時に、緑をどういう風に配置をした方がよいのか、ということになるのではと思います。
- (C 委員) 樹木に関しては、今おっしゃられたように、他のこととも絡んできているように思います。ですので、いろいろなものとの関係で決まってくると思います。1つ考慮した方がよいと思っているのは、今は少し濃すぎるというか、密度が高すぎるような感じがするので、もう少し風通しのよい感じにした方が爽やかなのではないかという風には思います。その時の選別は、ご近所からいただいたものを植えていったというストーリーがどこまで遡れるかにもよると思うのですが、それには難しい面もあると思いますので、やはりこれからどう使っていくかということに関してのイメージ、意味合いを優先して整備するのがよ

いと思います。

(副座長)理想は、赤星時代の庭園というのが一番理想なのでしょうけれども、木が高木になってしまっている現状があって、その後いろいろな木が植わってきたということですので、庭園整備という観点でこれをどのように、もう一度組み直すかということになってくると思います。バリアフリールートの東側、擁壁に近いところは密度が非常に高くなっていて、こういうところを少し伐採、伐根して、このルートの西側、道に沿った形で少し植えるなど、そういう形でより良い整備をしていく、その辺りを重視してもう一度見直すという観点が必要なのではと思います。

(A 委員)散策路とバリアフリールートが、もう少し整理されてもいいのではと思います。駐車場の位置によると思いますが、この敷地面積の中で園路が交錯しすぎているような気がします。駐車場の位置が決まり、方向性が出てきた時に、少し重ねてしまってもよいのではないかと思います。ただ、バリアフリールートが大回りにならないような滑らかさは必要で、その辺は今後検討してはいかがでしょうか。

### (3) 管理・運営について

(座長)それでは管理・運営についてということです。事務局からのご説明をお願いします。

(事務局)それでは、資料3をご覧ください。これまで、委員からいただいたご意見を分類整理しています。別途、参考資料として1から3までお付けしていますので、ご参照いただければと思います。3に目指すべき管理・運営の考え方・方向性として事務局のたたき台を記載しました。管理運営に関して5点、維持管理に関しては2点記載しました。4に今後更に検討が必要な管理・運営に関する事項として、大きく5点にまとめました。

次に、資料4をご覧ください。こちらは、公園施設の整備、維持管理等に係る導入可能な事業手法をまとめた資料です。冒頭、都市公園においても、様々に公民連携の取組みが進められており、法改正により、より柔軟に民との連携を促進して民間活力の導入を図り、都市公園の質や魅力向上を高めるための制度が整ってきていることを記載しました。資料の中央に、導入が可能な事業手法を一覧としてまとめております。法の根拠、議決や条例の必要性や、事業期間の違い、財源の違いなどをまとめています。

次に、資料5をご覧ください。1に都市公園法上の体系をお示ししています。市長が指定という行政処分を行い、指定管理者となった者は、公園管理者である市長に代わり、使用許可や管理許可を行なえることとなります。一方、維持管理は直営または契約行為により行うこととなります。PFI 法に基づき維持管理・運営一括発注方式を採用する場合には、公園管理者である市長との契約に基づき事業を行うこととなりますが、公園施設の維持管理・運営管理を行う場合は、別途指定管理者制度や設置管理許可制度を適用する必要があります。参考資料4は都市公園法の抜粋、参考資料5は公園条例の抜粋となっています。この様な法体系を踏まえ、管理運営体制のあり方を検討する上で、考えられる3つの体制を整理したのが、2になります。左上が、市の事業所管を想定し、建物の施設管理者と公園管理者とを分けた場合です。この場合には、建物と庭の一体的運営に課題が残ります。また、業務範囲の明確化や責任の所在が曖昧となるといった課題があります。右上は、1の指定管理者が、建物も庭も一体的に維持管理及び管理運営を行うもので、使用許可や管理許可により、事業者や市民団体との連携も可能になりますが、市の担当所管との関わり方といった点で庁内の体制の整理が必要です。一番下の図は、維持管理に関しては、それぞれの専門分野が担う必要性を踏まえ、業務委託とする場合です。この場合、直営と比べ指定管理料が上がる事が想定されますが、建物については、登録有形文化財であることを踏まえると、現実的だと思います。

(座長)まず、事務局の説明に対して全体的な質問などございますか。

- (C 委員)今の2の運営体制の大枠についてで、2番目と3番目の図に許可と書いていますが、これは指定管理者が事業者や市民団体等になんらかの許可を出すという意味ですか。
- (事務局)上の1の図では、公園管理者という緑の枠のところ指定管理者があり、これが市長から指定を受けた指定管理者ですけれども、公園管理者には行政処分として使用許可や管理許可を与える権限が付与されていますので、市長に代わって許可することができます。
- (A 委員)基本的には良いのですが、3番目のこの地域の人々や団体等が主体的に関われる管理運営というのは、「関われる」で、「関わる」ではないというのは、自治体や場所によってはその市民団体の方々が意思を持ちすぎてしまって、その団体の思いで方向性を譲らないということも起こってしまい、その場所のテーマとは全く別の方向に向かってしまうということがありうる気がします。あくまでも市民の代表としての行政が、または協議会など、公平中立な立場のところの上で、こういった団体の方々が関われるという意味がずれない表現をしておいた方がいいのではと思います。
- (E 委員)この「管理」と「運営」は、若干違うような気もしてならないです。これを一緒にして、例えば柔軟性を持った管理と、柔軟性を持った運営という、若干違うと思っています。もう少し管理の部分と運営の部分とが分かるように書かれた方がいいのではという気はします。
- (事務局)維持管理と管理運営で、ともにその「管理」という言葉が入ってしまっていますので、何を意味しているのか分かりやすくする必要がありますと考えます。
- (F 委員)結局、どれがよいかとは難しいところですが、建物と庭の維持管理は、それぞれ専門的なノウハウが必要ということで、他の市ではどのような事業手法を選んだか、何かまとまった資料はありますでしょうか。
- (事務局)現時点ではこちらで資料としてまとめているものはないのですが、それぞれにヒアリングなどを重ねてきた中では、ほとんどが指定管理者制度で運営されているようです。
- (座長)俣野別邸や荻外荘などの事例も見てきましたが、だいたいは指定管理者制度です。
- (C 委員)2%というのは、具体的に言うと何㎡ぐらいなのか。
- (事務局)敷地が約 4500 ㎡ありますので、建築面積でおよそ 90 ㎡になります。資料に落としているのが、ちょうどそのぐらいの規模感になっています。
- (副座長)管理運営の考え方、方向性というのは、市民目線でいうと抽出された項目になっていると思いますので、こういう形でやるということだと思います。さきほど話もありましたが、思いの強い人たちが強くかかわっていくとなかなか難しい状況になるようなイメージもありますが、どういう形がいいかというのは中身がきっちり煮詰まっていけないと議論できる話ではないと思うので、その辺のところは詰まって、より良い形というものをもう少し先に見て、煮詰まった段階で決めていけばいいのではという風に思います。
- (D 委員)今の時点でのご意見としてお伺いしたいことがありまして、資料に入館料や芝生の貸し切りなどと書かれていますが、芝生の貸し切りは庭部分なのでそこで考えればよいとして、いわゆる入館料と貸室の扱いが微妙な関係だと思っています。例えば貸室が管理棟で済めばよいのですが、実際には借りてやりたいことが、例えばあの蔵のところを使いたいとかそういうものは両立するのかというのが、なかなかこの規模では難しいと思っておいて、そもそも入館料を取るというやり方がいいのかどうか、皆さんどうお考えなのかというのを少し聞いてみたいです。
- (座長)そういう風に切り分けるには規模が小さい建物ということですか。
- (D 委員)そうです。もっとプラスアルファの利用やサービスについてはもちろんお金は取っていくことになるとは思いますが、入館料はどうなのだろうと少し思っているところがあるので、お伺いできればと考えています。
- (座長)入館料については、ワークショップでも結構いろいろ関心のあるところでしたが、他の建物、例えば



吉田茂邸や俣野別邸などはどうなっているか、事務局の方で何かあれば教えていただければと思います。

(事務局)文化財という観点でいうと、基本的には入館料をとっている事例が多いと思います。

(A 委員)これから議論が進んでいく中で考え方は変わるかもしれませんが、今のところの私のイメージとしては、ここで入館料という雰囲気ではないだろうと思っています。取ったとしてもそれほど高く取れるわけではないので、気軽に入ってきてもらってその雰囲気を楽しんでもらうという方がいいだろうということです。何かプラスアルファの貸室や芝生利用などのところで、プラスアルファで取るというのと、先ほどの休憩棟というものが多分日常的に稼ぐ部分ですので、カフェと書いてあったのは私のイメージと合っていて、小さくてもいいのでそこで少しでも稼げるようなものがあれば、というような印象を持っていました。

(C 委員)私の印象では、最近はやはり入館料は取る方向になってきているというのは思います。やはりその方が、訪れた時によく掃除がされているなど、管理が行き届いているということになるので、文化財として維持していくということに関してもよいかと思います。そこで1つの低いバリアがある、でもそれが意識を改めて向き合う上で割合効果的なものであって、それほど高いバリアではないので超えやすいということだと思うのですが、低額でもよいので入館料は取る方がいいと思います。

(座長)この後どうやって使っていくか、ということに関わるのでしょうか。

(C 委員)おそらく友の会みたいなものができていくのではないかと思います。そして市民の方で、この維持管理などにも積極的に関わるような人が登録して、そういう活動に参加して、会員になるとパスがもらえてという形で、そういう人たちはお金を払わなくても来られるというような関わり方も、実際にあると思うのですが、それをきちんと評価できるような仕組みがあるとよいかと思います。

(座長)管理運営体制が示されていて、これについてもご意見ありましたらおっしゃっていただければと思います。

(C 委員)3番目は維持管理を指定管理者から外部に委託するという形になっていますけれども、ここに今ほどの友の会のような人たちが関われる“よりしろ”が、この図の中だとどこにあたるのかを見ていました。指定管理者が維持管理と運営の両方をやる場合、2番目の図式の場合には、この維持管理のところや運営のところにも友の会的な人を巻き込みやすいのかと思うのですが、維持管理を業務委託＝プロにしてしまうと、そこはそのような人々はやらないでくださいというような感じになってしまいますので、その位置づけがどうなるのかということを思いました。

(副座長)展示のあり方についてと書いてあるのですが、やはり建物の中にこういった要素というのは当然必要になってきて、どう見せるかというのは検討が必要ですが、例えば指定管理にするとしても、そういった展示をオーガナイズできる学芸員的な人の確保というのは必要になってくるので、これはぜひお願いするべきところです。また、先ほどの料金徴収のあり方ですが、これもそういう展示となると、博物館としての位置付けというのがこの建物ですでけるわけで、博物館法第23条に料金無料の原則、入館料無料の原則というものもあるので、それはできればそういう方向性の方が施設として活用の幅が広がるということになると思います。

(B 委員)現状では、少し意見を持ちにくい状態です。先ほどおっしゃっていたことに関わってくると思うのですが、この施設で料金を発生させるかどうかというところに、全てが関わってくるのかなという風に思っていて、公園、庭の部分も含めて有料にするのか、建物も含めて無料でいくのかというのは、整備にも運営にも管理にも関わるような大きな方針である気がするのですが、整理がとても大事で、その整理を持った上で指定管理者になっていただけるような外部の会社が本当に見つかるのかどうかというところの事前調査のようなものが、かなり大事じゃないかなという風に思っています。

(座長)ありがとうございます。重要な点だと思います。これから具体化していく中でいろいろまた出てくる問題があると思いますので、また継続してそれらが出てきたときに議論したいと思います。

#### (4) 社会実験の実施について

(座長)ご説明をお願いします。

(事務局)それでは、まず資料6をご覧ください。1 目的について、社会実験は、良好な住居環境を害する恐れのない範囲や程度を見定め、利活用の可能性を探るとともに、適切な管理運営方法の検証や、近隣住民の理解を得られる施設開設を目指すことを目的に、ワークショップ参加者から出されたアイデアを踏まえて、社会実験を行います。社会実験は、「未来へつなぐ旧赤星邸と庭園プロジェクト」として、2か年に渡り実施し、今年度は、近隣への影響の度合いが少ないと想定される企画を、公募市民により2回実施し、来年度は事業者や団体を公募して2回実施する予定です。また、本プロジェクトを通して積極的に情報を発信していくため、新たに旧赤星邸の Instagram のアカウントを開設し、社会実験の実施状況等の情報発信を行っていきます。どのような社会実験を行うか現在の検討状況は資料7のとおりです。最後に、「社会実験の実施、その他」のその他にあたるものとして、参考資料6をご覧ください。先ほどの管理・運営の方針として財政負担の軽減から収益性のある事業実施の検討との関連性がありますが、本年 10 月1日から、ふるさと応援寄附の寄付金の使い道として、旧赤星邸を事業指定しました。今後の展開としては、建物の改修等工事や、公園の整備工事、土地を土地開発公社から買い戻すなど、数年後に事業費が大きくなる時期に、ガバメントクラウドファンディングを行うなどの検討もしていきたいと考えております。

(座長)それではご質問、ご意見等をお願いします。

(A 委員)資料7のこの4つのうちのどれかを、11月5日と2月4日にやるということでしょうか。

(事務局)現在チーム分けして議論しており、全てやりたいという方向で話が進んでいます。

(座長)4つを11月5日にやってしまうということですか。

(事務局)はい。準備に期間が必要なものもありますので、少し整理が必要と考えています。

(C 委員)同時に同じ日に少しずつ違う場所で、こういうことが行われるということですか。それは、相乗効果があっているかもしれないです。というのは、やはりマーケットなどは結構人がたくさん捌けるというか、一人ひとりの関わりはそれほど長くなくてもよいので、逆に多くの人が関われる、市民が関われるけれども、アントニン・レーモンドについてもっと知ろうという話になると、やはり、そのマーケットに来るお客さん全員がそこに参加するということもないと思うのももう少し限られた人で、子供たちは何か別のことをやっているという風な、並行していろいろなことが起こるようになっていの方がやはりよいのではないかと思うので、4つやるのは、私は面白いなと思いました。

(副座長)シアターの計画は、近隣への影響など非常に気になります。

(座長)私もワークショップで出てきた意見がこういうところに具体化して行って、大変楽しみにしております。

### 3. その他

(座長)その他の項目について、事務局の方から何かありますでしょうか。

(事務局)次回、第7回目の有識者会議は11月28日火曜日の午後6時半から、武蔵野芸能劇場2階の小ホールとなっております。

### 4. 閉会

(座長) それでは第6回旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議を閉会いたします。

以上